一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市木屋平字市初一六三の二、一六七の三、字下名四二一、四二一の二、四二二から四三二まで、四七〇の一、四七〇の二、四七一、四七二、四七四、五二四の一、五二四の二、五三六、五三七、五五三、五五四、五五九、五六〇、五六五、五六六、五八四、字谷口二二二の一、二二二の三、二二二の四、二二三の二、二二四の一、二二四の二、二二七から二二九まで、字谷口カケ一四三の一、一四三の二、一四六の一、一四六の二、三一三、三一九、三二二、三二三の二、三二五、四九四の一、四九四の二、四九五の一、四九五の二、五〇二の一、五〇二の三、五〇二の四、五〇三の一、五〇三の二、字三ツ木三三七の一、三三七の二、三三八の一、三三八の三、三三八の六、三三八の七、字南張四八〇、四八四から四八七まで、五〇三、五〇四、五〇五の二、五〇七、五〇八の二、五〇八の三、字向樫原四の一、六五、一二五、二二一、字弓道三八五から三九三まで、四〇二から四〇六まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字市初一六三の二、一六七の三、字下名四二一、四二一の二、四二二から四三二まで、四七〇の一、四七〇の二、四七一、四七二、四七四、五二四の一、五二四の二、五三六、五三七、五五三、五五四、五五九、五六〇、五六五、五六六、五八四、字谷口二二二の一、二二二の三、二二二の四、二二三の二、二二四の一、二二四の二、二二七から二二九まで、字谷口カケ一四三の一、一四三の二、一四六の一、一四六の二、五〇二の一、五〇二の三、五〇二の四、字三ツ木三三七の一、三三七の二、三三八の一、三三八の三、三三八の六、三三八の七、字南張四八〇、四八四から四八七まで、五〇三、五〇四、五〇五の二、五〇七、五〇八の二、五〇八の三、字向樫原四の一、六五、字弓道三八五から三九三まで、四〇二から四〇六まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　平成二十六年十二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市木屋平字今丸三七（次の図に示す部分に限る。）、二二三、字樫原一三九の四、一四一の一、二九九の一から二九九の三まで、三〇〇、六三四、六三五の一、六三五の二、六四三の一、六四三の三から六四三の八まで、字米ノ内六六、字太合六八から七〇まで、字竹尾二九、三四二、三四三、三四五の一、字谷口三九四の一、三九四の二、三九六の二、字南張三五一、三七七の二、五七〇、五七八、字弓道四二一、四七八の一、四七九の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字今丸三七、二二三、字樫原一三九の四、一四一の一、二九九の一から二九九の三まで、三〇〇、六三四、六三五の一、六三五の二、六四三の一、六四三の三から六四三の八まで、字米ノ内六六、字太合六八から七〇まで、字竹尾二九、三四五の一、字谷口三九四の一、三九四の二、三九六の二、字南張三五一、三七七の二、五七〇、五七八、字弓道四七八の一、四七九の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百五十二号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

　平成二十六年十二月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　小戸屋沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県二本松市田沢
字鳥上　三九番　一号から三号まで
　一八番　四号から七号まで
　三五番一　八号から十一号まで

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　後沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県二本松市西新殿
字行人壇　一番一　一号から七号まで
字後沢　八番一　八号から十一号まで
　九番一　十二号及び十三号
　九番二　十四号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　西田面沢二号

㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県会津若松市湊町大字共和
字北湯沢　甲一九三〇番　一号、三号及び四号
　甲一九三六番　五号及び六号
　甲一九三二番　七号及び八号
字南湯沢　甲一九七八番　二号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　西田面沢三号

㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県会津若松市湊町大字共和
字南湯沢　甲一九七八番　一号及び七号から十一号まで
　甲二〇〇七番　六号
字小滝原　甲一〇四九番七　二号から五号まで

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　御東沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線（標柱三号と四号については、平成二十五年国土交通省告示第百四十一号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県南会津郡只見町大字只見
字後山　二四七六番二二二　一号
　二四七六番一　二号から五号まで
　二四七六番一七二　六号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　西玉野沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県相馬市玉野
字坂口　六一番一　一号から五号まで
　六二番一　六号から八号まで

○国土交通省告示第千百五十三号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

　平成二十六年十二月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　吉庵川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県嘉麻市下山田
字吉庵　二四九番一　一号及び十四号から二十一号まで
　二五三番一三　二十二号及び二十三号
字安国寺　三二八番一　二号及び三号
　三三二番一　四号から十三号まで